

長岡赤十字病院 共同診療病床利用の細則

(目的)

第1条 本細則は、地域医療機関等連携推進要領に規定する共同診療病床の利用について、登録された医師、歯科医師（以下「登録医」という）から紹介された患者の診療病床の利用について定める。

(共同診療病床)

第2条 共同診療を行う病床として、許可病床の中から「2床」をあてる。

(共同診療)

第3条 地域のかかりつけ医である登録医から紹介され入院した患者の診療について、病院内主治医と共同で当該患者の診療及び指導を行い、退院にあたってはかかりつけ医への紹介を円滑に行う。かかりつけ医には以下の項目を順守していただく。

- (1) 保険診療上、患者の費用負担（B002 開放型病院共同指導料（Ⅰ）350点、B003 開放型病院共同指導料（Ⅱ）220点）が増えることについて、患者から同意書を取得し、申込みをする際に添付する。
- (2) 転院となる可能性が高い等、共同診療の扱いとしない方が望ましい場合があるため、共同診療の適応については病院で判断する。
- (3) 病院内主治医と緊密に連携をとるため、少なくとも1日1回直接あるいはカルテを介し患者の治療方針について協議する。
- (4) 患者・家族へのインフォームドコンセント、クレーム対応等について、病院内主治医と共に対応する。
- (5) 必要に応じて、病院からかかりつけ医に夜間・休日も含めて電話などで連絡を行う場合がある。
- (6) 共同診療を行う場合は、別に定める手順により行う。

(事前調整)

第4条 地域のかかりつけ医である登録医からの紹介入院となった患者に対して、共同診療を行う場合は、当院主治医と事前に調整を行う。

(診療の責任)

第5条 共同診療病床に係る患者の治療及び管理は、病院の責任において行う。

(診療報酬)

第6条 共同診療病床に係る患者の診療報酬は病院に帰属する。

(報酬)

第7条 共同診療病床の利用に伴う登録医師等に対しては、長岡赤十字病院地域医療機関等連携推進要領の目的に鑑み報酬等は支給しない。

附則 この細則は、平成17年 3月 1日より施行する。
令和元年 7月 1日 一部改正
令和2年10月23日 一部改正

事前調整及び共同診療の手順

1 当院に来院される時の事前連絡

1) 連絡の方法

電話又はFAXにより、事前に「地域連携・福祉支援課」へご連絡ください。

■電話 0258-28-3600 内線2238

■FAX 0258-28-9060

2) 連絡の時間帯

平日：9：00～17：00

休日：職員が不在のためご遠慮ください。

(土曜、日曜、祝日、5/1<創立記念日>、12/29～1/3)

3) 連絡いただく内容

■来院される登録医の氏名

■来院予定の日時

■診察する予定の患者様氏名、生年月日

※なお、当院主治医との打ち合わせ、症例検討会等への参加などを希望される場合はその旨をお知らせください。

2 当院に来院された時

1) 駐車場

外来駐車場をご利用ください。

2) 受付

①敷地内院外薬局2階の地域連携・患者サポートセンターにお越しください。

利用時間：9：00～17：00

②「地域連携・福祉支援課」にある備え付けの名簿にご記入ください。(白衣・名札をご用意してあります。)

③休憩の際には医局ラウンジもご利用ください。

また、病院2階には図書室があり医学図書等を整備しております。専門図書等の照会についてはご遠慮なく司書にお尋ねください。

3 診療にあたっての留意事項

当院主治医は、患者様が共同診療病床に入院され次第直ちに診療を行い、初期治療を開始いたしますので、入院時の指示は当院主治医が行います。

1) 診察の時間帯

診療の時間帯は原則として9：00から17：00としております。

ただし、登録医もしくは当院主治医の都合により、この時間内に診療できない時は、双方の希望する時間を調整し決定いたします。

2) 病棟での診察

共同診療病床においては、登録医は当院主治医と共同して診察を行います。

- ①必ず「地域連携・患者サポートセンター」にお立ち寄りください。
- ②登録医のみで病室を直接訪れたり、診察をすることはご遠慮ください。
- ③ナースステーションで診療録等をご覧になる場合は、病棟看護師にお伝えください。

3) 共同診療・共同指導の記録

登録医と当院主治医は、共同診療または共同指導を行った記録をそれぞれ自院の電子カルテに入力するものとします。

4) 休日・時間外の診療

- ①休日、時間外は「地域連携・福祉支援課」の担当者が不在となるため、1階18番「救急外来」受付においでいただき、備え付けの名簿にご記入ください。
- ②名札及び白衣はナースステーションにご用意してあります。

4 退院手続き

退院は当院主治医と登録医が協議して決定いたします。また、当院主治医は退院後速やかに入院サマリーを作成し、その写しを登録医宛に送付いたします。